

日進市は「市民主体の自治」を推進しています。

日進市自治基本条例

市民主体の自治の推進をめざし、平成19年10月に、市民の皆さんが愛着と誇りをもって暮らせるまちづくりの基本ルールを定めた「日進市自治基本条例」を施行しました。



“日進市自治基本条例”ってなに？

本市の最高規範であり、市民、市議会、市の執行機関が一体となってまちづくりを行うための基本的なルールを定めた条例です。



“日進市自治基本条例”ができるまで

平成15年から4年間で延べ1,000名以上の市民の皆さんが検討・審議を重ね、同条例は制定されました。



キーワードは、
“市民参加”、“市民自治活動”、“協働”

市民参加

日進市の意思形成それぞれの過程において、市民が自主的にかかわることをいいます。

市民自治活動

市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。

協働

共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完、協力することにより、課題解決を図ることをいいます。

私たちの生活の中で、
“市民参加”
“市民自治活動”って
どんなことがあるだろう？



日進市のアンケートに答える。

日進市の計画に対して意見をいう。(パブリックコメント)

日進市の審議会に委員として参加する。

自治会活動に参加する。

ゴミ拾い活動に参加する。

NPO活動に参加する。

など

「市民参加」と「市民自治活動の支援及び協働」のために必要なルールは、「日進市市民参加及び市民自治活動条例」に定めています。

まちづくり

市内で活動を行う人

市内で事業を営む人



市議会

市内で学ぶ人

市民

市内で働く人

市の
執行機関

市議会議員



市内に居住する人



市長

市職員



平等な社会

市民主体の自治の推進

自立した自治体

協働の原則

市民の信託による市政

男女共同参画の原則

情報共有の原則



日進市は「市民主体の自治」を推進しています。

※条例の全文は、市ホームページでご覧いただけます。



日進市 企画部 企画政策課

電話 0561-73-3176 ファックス 0561-73-8275

ホームページ <http://www.city.nisshin.lg.jp/>